

総合海洋政策本部参与会議規則

(座長)

- 第1条 参与会議（以下「会議」という。）に座長を置き、参与の互選により選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する参与が、その職務を代理する。

(招集)

- 第2条 会議は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）又は座長が招集する。
- 2 会議の招集に当たっては、参与に対し、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

(議事)

- 第3条 参与の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の招致)

- 第4条 本部長又は座長は、会議の審議に必要があると認めるときは、関係者を招致することができる。

(会議の公開)

- 第5条 会議は非公開とする。
- 2 座長は、会議終了後速やかに会議の資料を公開するとともに、必要に応じて、記者ブリーフィングを行うものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公開しないものとするができる。
- 3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、原則として、公表するものとする。

(庶務)

- 第6条 会議の庶務は、総合海洋政策本部事務局内閣府総合海洋政策推進事務局において処理する。

(雑則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。